

八時間以上、勤務ニ服セサルコト等ヲ決裁
シ、而シテ翌年五月一日ニ至ル迄熾ニ宣傳運動
ヲ結績シ、翌一八八六年五月一日ニハ全米國
ノ有スル職業ニ從事スル労働者ハ一齊ニ休
業ト一定ノ廣場ニ集合シテ、歌田ヲ高唱シ
テ、示威行列ヲ行ヒテ去リト去リ
今日ヨリ以後一人ノ労働者モ
八時間以上働クヘカラス
労働ノ八時間
休息ノ八時間
教育ノ八時間
此ノ示威運動ハ米國ノ資本家サシテ甚カラ
ズ、然レモレノ夕リト傳ハラル、ガ中ニハ甚

前景業ヲ少クシ、五月一日ニ先
前賃金ノ倍ハ時召労働案施テ聲明スル
カハ、アノ況ニヤ五月一日以後ハ各ニ操業
テ之カ實現ヲ急々進ニ數日召ニ十二万五千
餘人ノ労働者ハ八時召労働ノ運動ニ参加シ
更ニ一ヶ月後ニハ其數二十万人ニ達セリト
云フ
叙上ノ如ク一八八六年ノ労働案ハ米國ニ於
ケル労働者ノ有利ニ帰シ、之ヨリ後労働案ハ
永ク北米全俾ノ労働者ニ日トセラレ、米國ニ
於ケル北米全俾ノ労働者ニ日トセラレ、米國ニ
若シテ北米全俾ノ労働者ニ日トセラレ、米國ニ
社會党一大會ハ九九年ニ開催セラレ、米國ニ
中行事一大會ハ九九年ニ開催セラレ、米國ニ